

令和2年度当麻町における障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、当麻町（以下「町」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等とする。ただし、町内に所在する施設等からの調達の推進に努めるものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する事業所（特例子会社）

イ 法施行令に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(3) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、本年度の調達目標を次のとおり定める。

(単位:千円)

	令和2年度 調達目標額	令和元年度 実績額
物 品 等	1, 3 7 8 千円	1, 6 6 3 千円

6 調達推進方法

(1) 庁内各課(局)等での取組み

各課(局)等では、法の趣旨を理解し、物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

各課(局)等が調達を円滑に進めることができるよう、福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課(局)等に提供するものとする。各課(局)等は、その情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達するものとする。

(3) 調達発注における配慮

調達に当たっては、障害者就労施設等の事情を考慮し、履行期間及び発注量の設定に配慮するものとする。

(4) 調達における契約

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約制度を活用し、物品等の調達を行うものとする。

7 調達推進方針及び調達実績の公表

(1) 調達推進方針及び調達実績については、町ホームページ等により調達推進方針策定後(又は調達実績の集計後)公表する。

8 調達推進方針に関する担当窓口

この調達推進方針に関する担当窓口は、福祉課とする。